



平成 27 年度「大分市環境ポスター展」最優秀賞作品 古城 温香 さん（長浜小学校）

第 1 部

大分市の概況と環境行政

第 1 章

大分市の概況

1. 位置及び地勢
2. 沿革
3. 人口及び世帯数

大分市の概況

1. 位置及び地勢

大分市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、周辺部を高崎山、^{くろくいさん}九六位山、^{りょうぜん}霊山、^{よろいがだけ}鎧ヶ岳、^{もみのきやま}樅木山などの山々が連なり、市域の半分を森林が占めるなど豊かな緑に恵まれています。これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川と大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでおり、その下流部には大分平野が形成されています。海岸部においては、北部沿岸海域では水深が深く、東部海岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

市域は東西 50.8km、南北 24.4km、面積 502.39 ㎢と九州でも有数の広い市（107 市中 15 番目、県庁所在地では、宮崎市、鹿児島市に次いで 3 番目）となっています。

また、市域の大部分は年間を通じて降水量の少ない「瀬戸内海型気候区」に属しています。

2. 沿革

大分という地名の由来は、豊後国風土記において、広々とした美田、^{おおきた}碩田と名付けられ、後に「大分」と書かれるようになったのがはじめともされており、古代から現代まで、本市は政治、経済、文化の中心的な役割を果たしてきています。

中世・戦国時代には、大友宗麟の下に隆盛を極め、最盛期には北部九州の大半を支配下に治めて、世界にも知られた全国有数の貿易都市「豊後府内」が形成されました。これに伴い、医術、音楽、演劇など日本で最初の西洋文化が大きく花開きました。

その後、大友氏は島津氏や龍造寺氏などとの対外戦争に敗れ、内部抗争もあって次第に衰退し、江戸時代には小藩分立の中、独特の地域づくりが展開されました。

明治時代に入ると、近隣の町村との合併が繰り返され、明治 44 年（1911 年）4 月には市制が施行されました。

激動の昭和時代にあって、太平洋戦争による戦災と混乱、そして復興を経て、高度経済成長期には、新産業都市として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展を遂げ、近年では I T 関連企業が進出するなど様々な産業が集積しています。

交通では、日豊、久大、豊肥の鉄道 3 線や高速道路など県内外からの主要幹線道が合流しており、また、豊後水道を経由して国内外に通じる海上交通が発達し、東九州における経済活動の一大拠点を担っています。

3. 人口及び世帯数

本市の人口は、昭和 38 年の合併時は 228,863 人でしたが、平成 22 年の国勢調査では 474,794 人になっています。これは、新産業都市の進展に伴い、昭和 45 年から 6 年間にわたって、毎年 1 万人以上の人口増加が続いたためです。平成 28 年 3 月 31 日現在の住民登録人口は、478,241 人となっています。

第 2 章

大分市の環境行政

第 1 節 総合的な環境保全

1. 大分市環境基本条例
2. 大分市環境基本計画
3. 環境保全資金融資制度

第 2 節 総合的な公害防止

1. 公害防止協定の締結
2. 工場における公害防止組織の整備

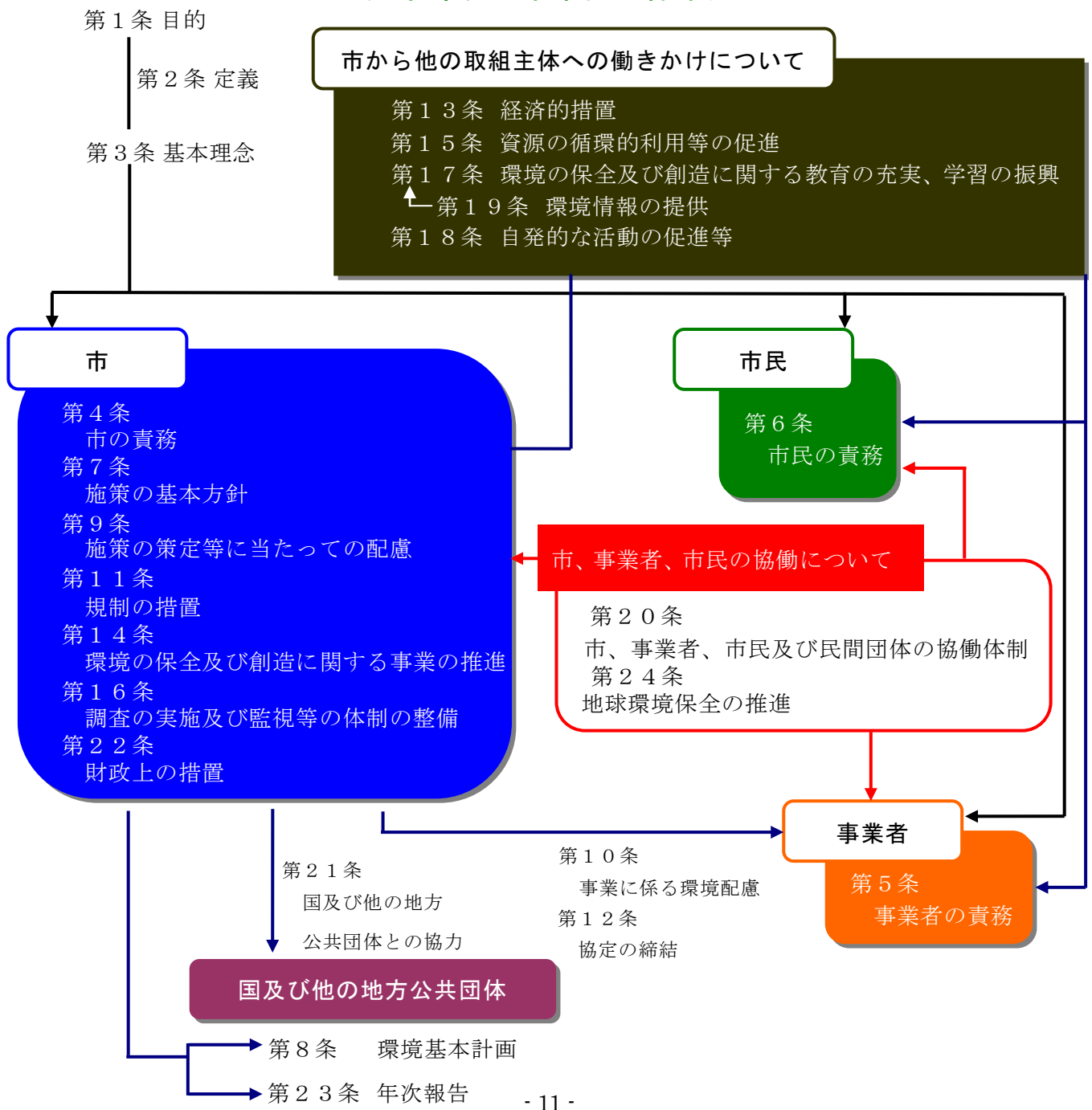
第1節 総合的な環境保全

1. 大分市環境基本条例

本市では、新産業都市の進展に伴い、これまで産業公害を未然に防止するための様々な対策に取り組んできました。(資料編P6参照)

このような中、今日的な環境問題の解決を図り、人と自然が共生する環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、環境の保全と創造の共通理念のもと、市民、事業者、市が主体的に、また協働して行動することや、本市の環境施策を総合的、計画的に進めていくための指針となる大分市環境基本条例を平成18年12月に制定しました。(資料編P11参照)

大分市環境基本条例の体系図



2. 大分市環境基本計画

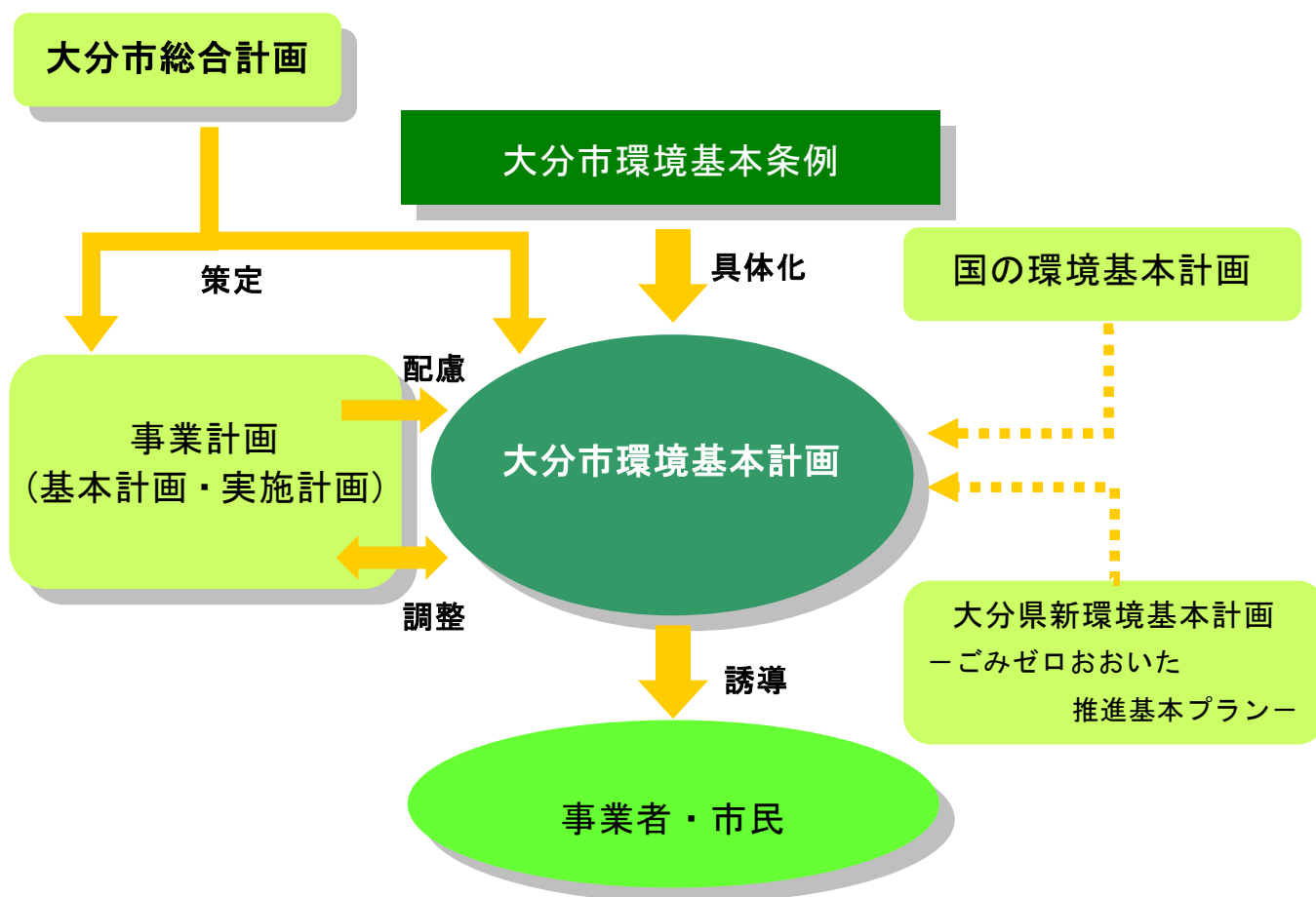
平成12年3月に「大分市環境基本計画」を策定し、各種の環境施策を推進してきました。この間、地球温暖化問題に対する京都議定書の発効、循環型社会の形成に向けた各種リサイクル法の制定、持続可能な社会構築の為の環境保全活動・環境教育推進法の制定、国や大分県による環境基本計画の改定など、環境問題に対する取り組みの進展が図られてきました。

また、本市においても、平成17年1月の合併による市域の拡大、新大分市総合計画の策定、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定など、環境行政を取り巻く状況が大きく変化の中で、本市の環境の保全と創造に関する施策の理念や基本的な考え方などを示した「大分市環境基本条例」を平成18年12月に制定したことから、この条例の理念に沿うよう、従来の計画を平成20年3月に改定しました。計画の期間は平成20年から平成28年までとしています。

計画の年度ごとの進捗状況等については、大分市環境審議会（資料編P15参照）に報告し、意見や提言を受け、その後の事業等に反映することになっています。平成27年度の事業・制度の実施状況は資料編P16資2-1のとおりです。

■ 望ましい環境像

「心の豊かさをはぐくみ
環境と調和する質の高い社会をめざす都市 おおいた」



3. 環境保全資金融資制度

(1) 制度の概要

環境保全施設の設置及び改善又は移転に必要な資金を中小企業者等に融資するため、昭和46年9月から設置された公害防止資金制度を見直し、平成12年1月1日から環境保全のための融資制度を設置しました。制度の概要は次のとおりです。

- ① 借入限度額 1,000万円
- ② 借入利率 年1.9%
- ③ 信用保証料 年0.45%～1.9%（市が全額補給）
- ④ 担保・保証人 担保は必要に応じて徴する
連帯保証人は不要（ただし、法人の場合は代表者を連帯保証人とする）
- ⑤ 返済方法 元金均等月賦償還
（1年以内据置可能、1年超10年以内償還）
- ⑥ 問い合わせ窓口 商工労働観光部創業経営支援課

(2) 融資状況

年度	融資件数	環境保全施設等（公害防止施設）					融資金額 （千円）
		大気	水質	騒音	産業廃棄物	その他	
H6	1	0	0	1	—	—	10,000
H7	0	0	0	0	—	—	0
H8	0	0	0	0	—	—	0
H9	0	0	0	0	—	—	0
H10	0	0	0	0	—	—	0
H11	1	0	0	0	1	—	7,000
H12	3	0	1	0	1	1	20,500
H13	2	0	0	0	2	0	20,000
H14	2	0	0	1	1	0	16,000
H15	1	0	0	0	1	0	2,000
H16	7	1	0	0	1	5	4,240
H17	2	1	0	0	1	0	20,000
H18	0	0	0	0	0	0	0
H19	2	0	0	0	2	0	14,000
H20	0	0	0	0	0	0	0
H21	0	0	0	0	0	0	0
H22	0	0	0	0	0	0	0
H23	0	0	0	0	0	0	0
H24	0	0	0	0	0	0	0
H25	1	0	0	0	0	1	2,360
H26	0	0	0	0	0	0	0
H27	1	0	0	0	0	1	10,000

第2節 総合的な公害防止

1. 公害防止協定の締結

企業の生産活動に伴って発生する公害を未然に防止し、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、環境関係法令による規制のほかに地域の実情に即した公害防止対策を確立することを目的として主要企業14社1グループと公害防止協定等を締結しています。

このうち細目協定では、大気、水質規制に係る協定値を定めています。(資料編P25 資4-1～P26 資4-2 参照)

公害防止協定等の締結状況

企業名	締結年月日		締結者	
昭和電工グループ	昭和	43. 5. 25	覚書締結	市・県
		49. 12. 16	協定締結	
	平成	20. 9. 25	細目改定	
NS スチレンモノマー株式会社	昭和	43. 12. 20	覚書締結	市・県
		50. 1. 28	協定締結	
	平成	元. 3. 14	細目改定	
		23. 8. 1	協定の地位の承継 (新日鐵化学株式会社)	
九州電力株式会社	昭和	44. 3. 3	覚書締結	市・県
		58. 9. 16	協定締結	
	平成	25. 7. 19	協定、細目改定	
J X エネルギー株式会社	昭和	44. 3. 12	覚書締結	市・県
		49. 6. 24	協定締結	
	平成	16. 3. 8	細目改定	
		20. 10. 1	協定の地位の承継 (九州石油株式会社)	
		22. 7. 1	協定の地位の承継 (新日本石油精製株式会社)	
		28. 1. 1	商号変更 (J X 日鉱日石エネルギー株式会社)	
新日鐵住金株式会社	昭和	44. 12. 5	覚書締結	市・県
		48. 10. 23	協定締結	
	平成	24. 8. 15	細目改定	
		24. 10. 1	商号変更 (新日本製鐵株式会社)	
株式会社 東芝	昭和	45. 1. 21	覚書締結	市
		57. 4. 1	商号変更 (東京芝浦電気株式会社)	
		58. 4. 30	協定締結	
王子マテリア株式会社	平成	15. 6. 2	細目改定	市・県
	昭和	45. 2. 17	覚書締結	
		62. 10. 1	協定の地位の承継 (鶴崎パルプ株式会社)	
		63. 3. 10	協定締結	
		8. 10. 1	協定の地位の承継 (本州製紙株式会社)	
		14. 10. 1	協定の地位の承継 (王子製紙株式会社)	
TOTO アクアテクノ株式会社		14. 11. 29	細目改定	市
		24. 10. 1	商号の変更 (王子板紙株式会社)	
	昭和	45. 3. 17	覚書締結	
		63. 3. 1	協定締結	
	平成	9. 7. 10	細目改定	
	19. 5. 15	商号の変更 (東陶機器株式会社)		

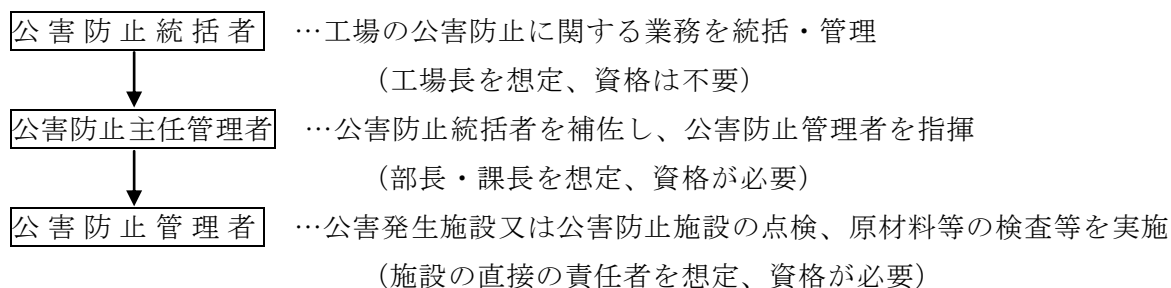
	25. 4. 1	協定の地位の承継 (TOTO株式会社)	
住友化学株式会社	昭和 48. 3. 31 51. 2. 3 平成 16. 10. 1 20. 9. 25	協定締結 協定改定 商号の変更 (住友化学工業株式会社) 細目改定	市・県
三井造船株式会社	昭和 55. 10. 23	協定締結	市・県
大分液化ガス共同備蓄株式会社	昭和 60. 4. 26	協定締結	市
大分キャノン株式会社	平成 16. 3. 30 16. 9. 13	協定締結 細目改定	市
大分キャノンマテリアル株式会社	平成 18. 2. 16	協定締結	市
パンパシフィック・カッパー株式会社	昭和 45. 5. 14 平成 元. 3. 13 8. 6. 7 18. 4. 1 22. 4. 1	覚書締結 協定締結 細目改定 協定の地位の承継 (日鉱金属株式会社) 協定の地位の承継 (日鉱製錬株式会社)	市・県
南日本造船株式会社	平成 19. 3. 12	協定締結 (環境保全協定)	市

2. 工場における公害防止組織の整備

工場における公害の発生を防止するため、昭和46年6月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されました。これにより、製造業や電気供給業等の特定工場の設置者は、工場に公害防止統括者、公害防止管理者等で構成される公害防止組織を整備することが義務付けられています。(資料編P23 資3-1 参照)

本市の特定工場における公害防止統括者等の選任状況は、平成28年3月31日現在では55の特定工場において、公害防止統括者46人、公害防止主任管理者7人、公害防止管理者82人となっています。(資料編P24 資3-2 参照)

公害防止組織の例



- ※ 公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者はそれぞれ代理者の選任が必要です。
- ※ 公害防止統括者は、事業者が常時使用する従業員の総数が20人以下の特定工場では不要です。
- ※ 公害防止主任管理者は、一定規模以上の特定工場に選任が義務付けられています。